申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

	甲i	請に対9 る処分の番宜基件・標準処理期间	他宗	
			都市建設部	都市計画課
許認可等の内容		開発登録簿の写しの交付		
根拠法令等及び条項		都市計画法第47条第5項		
標準処理期間	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間		
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更		
	標準処理期間	10日		
	根拠条項	栃木市開発登録簿閲覧規則第7条		
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に	関する条例	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更		
	【基準】			
	登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書(別記様式			
	第2号)により市長に申請しなければならない。			
審				
査				
基				
準				